

【令和3年1月12日掲載】

横浜刑務所は、現在、職員及び受刑者に多数の新型コロナウイルスの感染者が発生しており、面会を安全に実施することが困難な状況となっています。施設内における感染拡大を防止するため、当分の間、横浜刑務所での面会を原則として実施しないことが必要ですので、横浜刑務所への来訪をお控えください。御理解と御協力をお願いいたします。

その他の矯正施設（刑務所、拘置所、少年刑務所、少年院、少年鑑別所）では、緊急事態宣言の対象区域に所在する矯正施設においても、通常どおり面会を実施しております。

矯正施設における新型コロナウイルス感染症を防止し、面会を安全に実施するため、施設への来訪に当たっては、以下の事項について御理解・御協力をいただきますようお願いいたします。

- 新型コロナウイルス感染症の患者・濃厚接触者である方や発熱、せき、けん怠感などの症状がある方は、来訪をお控えください。
- 来訪する人数はできる限り少なくしてください。
- 来訪時にはマスクを着用してください。
- 受付や待合室では、できる限り他の方との間隔を空け、会話を控えてください。
- 来訪者が多数の場合、待合室への入場制限等を行う場合があります。
- 職員が検温を求めたり、体調を確認したりする場合があります。
- 体調不良の方、マスクを着用しない方、職員の要請に応じない方等については、施設への立入りをお断りする場合があります。